## 別紙

下記のとおり、協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号。以下「協同組合金融事業法規則」という。)の下記 1.の内容については、下記 2.の「対応する銀行法施行規則案」と同趣旨の改正を行う予定です。

ては、下記2.の「対応する銀行法施行規則条」と问趣音の改正を行う予定です。 1.協同組合金融事業法規則において定めようとする内容			
1. 励问和日本職争未法院則において定めようと		2. 対応する銀行法施行規則案	
	委任元の条項		
信用協同組合電子決済等取扱業を行う場合に関する事項	協同組合による金融事業に関する法律(以下「協同組合金融事業法」という。)第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の60の4、第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の60の6等	<ul> <li>第34条の63の3~第34条の63の8※1</li> <li>第34条の63の12※2~第34条の63の28</li> <li>第34条の63の61~第34条の63の64※3</li> <li>第34条の63の69</li> <li>第34条の63の8については別表第3の2及び第3の3を含む。</li> <li>※2第34条の63の12第1項については別紙様式第19号の2を含む。</li> <li>※3第34条の63の63第1項については別紙様式第19号の3及び第19号の4を含む。</li> </ul>	
特定預金等契約に係る信用協同組合電子決済等 関連預金媒介業務を行う信用協同組合電子決済 等取扱業者に関する事項	協同組合金融事業法第6条の5の11第2項において準用する金融商品取引法第34条、第34条の2第3項第4号等	・第 34 条の 63 の 29~第 34 条の 63 の 60	
認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会に 関する事項	協同組合金融事業法第6条の5第1項において 準用する銀行法第52条の60の30第1項 協同組合による金融事業に関する法律施行令第 5条の6の3第2項	・第 34 条の 63 の 65~第 34 条の 63 の 68	
信用協同組合電子決済等取扱業務に係る紛争解 決機関に関する事項	協同組合金融事業法第6条の5の12第1項第4 号イ、第6条の5の12第3号等	・改正案による章番号移動後の第8章の5(指定紛争解 決機関)	
信用協同組合電子決済等取扱業者が当該委託信 用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行 業を営む場合に関する事項	協同組合金融事業法第6条の4の4第3項	・第 34 条の 63 の 9 ~第 34 条の 63 の 11	
信用協同組合等の電子決済手段の取得等に係る 情報の安全管理措置及び健全性確保を図るため の措置に関する事項	協同組合金融事業法第6条第1項において準用 する銀行法第12条の2第2項	・第 13 条の 6 の 9 ・第 13 条の 6 の 10	
信用協同組合等の子会社等の範囲に関する事項	協同組合金融事業法第4条の2第1項第1号ロ 又は第4条の4第2項第2号	・第 17 条の 3	
信用協同組合・信用協同組合電子決済等取扱業者 の届出事項に関する事項	協同組合金融事業法第7条の2第1項、第7条 の2第3項等	・第 35 条	
信用協同組合電子決済等取扱業者の申請等に関 する経由官庁に関する事項	協同組合金融事業法第7条の5	・第 37 条	
外国電子決済等取扱業者に係る特例に関する事 項	(同上)	・第38条の3	

- ※その他、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の規定の整備等を行う。
- (注)「協同組合金融事業法」は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の条番号を、「協同組合による金融事業 に関する法律施行令」は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)によ る改正後の条番号を、記載している。